

65歳超雇用推進助成金のご案内

(平成30年4月から制度が一部変更されています)

～65歳超継続雇用促進コース～

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施する事業主の皆様を助成します。(雇用管理に関する措置の実施等を要件に加え、引上げ幅等に応じて支給額が変更されました。)

支給要件

- ・労働協約又は就業規則で定めている定年年齢等を、**旧定年年齢(※¹)**を上回る年齢に引上げること。
 - ・定年の引上げ等の実施に対して、専門家へ委託費等の経費の支出があること。
また、改正後の就業規則を労働基準監督署へ届け出ること。
 - ・1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること。
 - ・**高齢者雇用推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置(※²)**を実施すること。
- (※¹ 就業規則等で定められていた定年年齢のうち、平成28年10月19日以降、最も高い年齢。)

支給額	60歳以上の被保険者数※ ³	65歳への定年引上げ		66歳以上への定年引上げ		定年の廃止	66～69歳の継続雇用への引上げ		70歳以上の継続雇用への引上げ	
		5歳未満	5歳以上	5歳未満	5歳以上		4歳未満	4歳以上	5歳未満	5歳以上
	引上げた年数									
	1～2人	10	15	15	20	20	5	10	10	15
	3～9人	25	100	30	120	120	15	60	20	80
	10人以上	30	150	35	160	160	20	80	25	100

※³ 60歳以上被保険者については、当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって、期間の定めのない労働協約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。 (単位：万円) ■ 1事業主あたり(企業単位)1回限り

※² 高齢者雇用管理に関する措置とは・・・

- (a) 職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等 (b) 作業施設・方法の改善、(c) 健康管理、安全衛生の配慮 (d) 職域の拡大 (e) 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進 (f) 賃金体系の見直し (g) 勤務時間制度の弾力化 のいずれか

～高齢者雇用環境整備支援コース～

以下のいずれかの高齢者の雇用環境整備の措置を実施した事業主の皆様を助成します。(措置の実施後、6ヶ月間の措置内容の使用・運用及び対象被保険者の継続雇用が要件に加りました。)

措置の内容

- ① 機械設備、作業方法、作業環境の導入または改善による既存の職場または職務における高齢者の雇用機会の拡大
- ② 高齢者の雇用機会を増大するための雇用管理制度の導入または見直し及び高齢者に対する健康管理制度の導入

支給額

以下の①・②のいずれか低い額を支給します。
(上限1,000万円)
① 措置に要した経費の60%《75%》、ただし中小企業事業主以外は45%《60%》
② 措置の対象となる1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者1人あたり28.5万円《36万円》
〔《 》内は生産性要件を満たす場合※⁴〕

～高齢者無期雇用転換コース～

50歳以上かつ定年年齢未満の有期雇用労働者を無期雇用契約労働者に転換した事業主の皆様を助成します。(無期雇用転換日において、64歳以上の労働者は当コースの支給対象外となりました。)

申請の流れ

- ① 無期雇用転換制度を整備
- ② 高齢者雇用推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置(※²)を1つ以上実施
- ③ 転換計画の作成、機構への計画申請
- ④ 転換の実施後6ヶ月分の賃金を支給
- ⑤ 機構への支給申請

支給額

- ・対象労働者1人につき48万円(中小企業事業主以外は38万円)
- ・**生産性要件を満たす場合※⁴**には対象労働者1人につき60万円(中小企業事業主以外は48万円)

※⁴ 『助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年度前に比べて6%以上伸びていること』(生産性要件の算定対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないこと)が要件です。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} - \text{減価償却費} + \text{不動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}} \quad (\text{企業の場合})$$

■ お問い合わせや申請は、都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害窓口サービス課)までお願いします。そのほかに必要な条件、要件等もございますので、詳しくはホームページ <http://www.ieed.or.jp/elderly/subsidy/index.html> をご覧ください



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

京都支部 高齢・障害者業務課 (TEL: 075-951-7481)